

2 今後の収支見通しと課題

(1) 今後の収支見通し

現在の財政状況に対して、何らの対策を行わないとしたときの今後の収支見通しを、次頁の前提条件により試算すると次のとおりです。

(単位：億円)

区 分		平成19年度 当初予算額	健全化の取り組み前の収支見通し			
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳 入	市 税	5,167	5,161	5,251	5,315	5,433
	市 債	850	724	751	774	695
	そ の 他	3,773	3,706	3,725	3,776	3,807
	計	9,790	9,591	9,727	9,865	9,935
歳 出	人 件 費	1,929	1,959	1,985	2,002	1,992
	扶 助 費	1,595	1,602	1,632	1,652	1,683
	公 債 費	1,480	1,480	1,422	1,441	1,442
	投資的経費	990	998	1,085	1,163	1,148
	そ の 他	3,796	3,868	3,944	4,018	4,056
	計	9,790	9,907	10,068	10,276	10,321
差 引 収 支		—	△316	△341	△411	△386

前提条件

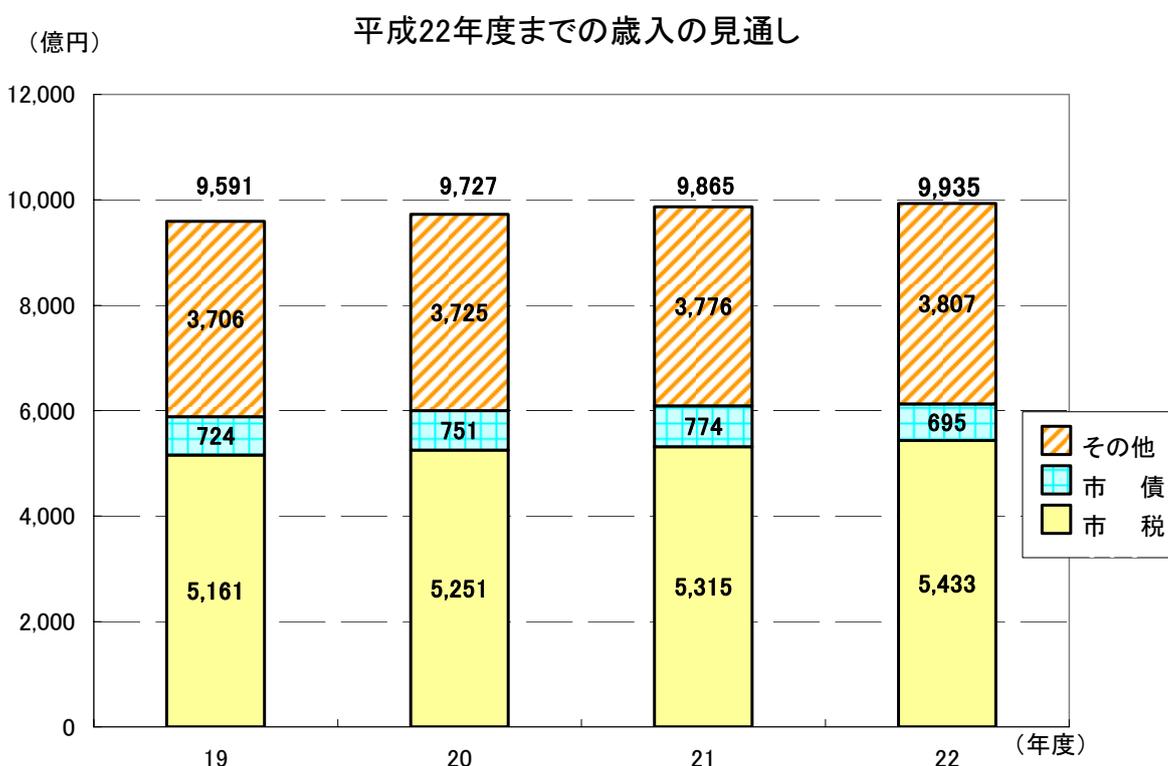
区 分		説 明
歳 入	市 税	平成19年度は平成18年度税収見込みをベースに直近の経済情勢を勘案して見込み、平成20年度以降は政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」などを参考に、名目経済成長率を3%として税目別に各年度の税収を推計
	市 債	事業費に合わせて現行の充当率で積算 臨時財政対策債（地方交付税の振り替え分）は平成20年度以降減少するものとし、平成21年度まで発行を見込む
	そ の 他	地方譲与税、県税交付金は市税と同様に見込む。その他の歳入については歳出に合わせて増減するもの及び臨時収入は積算し、それ以外は平成19年度と同額
歳 出	人 件 費	定員については平成19年度以降同数とし定昇分等を見込み、退職手当は退職者数の見込みに基づき積算
	扶 助 費	基礎数値の伸びなどにより年度毎に増減がある事業は積算し、その他の経常化している経費は平成19年度と同額
	公 債 費	市債発行額により積算、平成20年度以降の公債費の利子については、政府資金3.0%、民間資金2.5%とし積算
	投資的経費	平成20年度以降の事業費が見込まれるものは所要額を積算し、その他の経費は平成19年度と同額
	そ の 他	債務負担行為などにより事業費が見込まれるものは所要額、基礎数値の伸びなどにより年度毎に増減がある事業は積算し、その他の経常化している経費は平成19年度と同額

(2) 今後の見込みと課題

① 歳入

市税の増収があるものの、他の歳入の減収が大きいことから、歳入全体では、大幅な伸びが見込めない状況です。

これは、税制改正に伴う所得譲与税の廃止や地方特例交付金の大幅な減収などが、景気回復による市税の増収分をも打ち消してしまうことによるものです。



ア 市税

個人市民税では、企業部門の好調さが家計部門に波及していることから、個人所得も経済成長に伴って増加していくと見込まれます。また、平成19年度は税制改正により、所得税からの73億円の税源移譲や定率減税の廃止による61億円の増収などが見込まれます。

法人市民税では、景気の回復が続くと見込まれ、企業収益も経済成長に伴い改善を続けると見込まれます。

固定資産税では、平成21年度は3年に1度の評価替えによる家屋分の減収が見込まれるものの、地価が下げ止まっていることに加え、家屋の新增築による増収が見込まれます。

このように、市税全体では、当初予算で過去最高であった平成5年度の5,107億円を超えて増収が見込まれます。

イ 市債

市債のうち、臨時財政対策債は地方交付税が振り替えられた特例的な市債で、市税のようにどんな事業にも充当できますが、国における地方財政計画の収支不足を圧縮するという方針の下、今後は段階的に減額されることが想定されます。また、施設建設に充当する通常市債については、債務負担行為などにより見込まれる事業費に基づき積算しています。

市債の発行と世代間の負担の公平

施設建設に充当する通常市債には、年度間の財政負担を平準化する機能に加え、「世代間の負担の公平」を図る機能があります。これは、現世代と将来世代とが、公共施設の利用などによって享受する便益に応じて施設の建設費などを公平に負担する仕組みで、その活用なしには都市基盤の整備を進めることはできません。

一方で、市債の発行はその償還のため将来の公債費の増加をまねき、結果的に将来の財政を圧迫することにもなることから、その発行は必要最小限度にとどめなければなりません。

そのため、世代間の負担の公平の観点から、市債の活用には十分留意するとともに、今後は、財源対策としての市債（行政改革推進債）の発行から脱却する必要があります。

ウ その他

税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い所得譲与税は平成19年度で廃止され、119億円の減収となるとともに、地方特例交付金についても、定率減税の廃止に伴い、平成18年度の166億円から、平成19年度は35億円、平成20年度と21年度は34億円、平成22年度は10億円となるなど大幅な減収が見込まれます。

このほか、所得譲与税を除く地方譲与税、県税交付金、使用料・手数料などについては、所要額を見込みましたが大きな増減はありません。

三位一体の改革と名古屋市への影響

「三位一体の改革」とは、「国から地方へ」という地方分権の方針のもと、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を一体的に進めるもので、平成16年度から18年度までの第1期改革により、4兆円を超える国庫補助負担金の廃止・縮減と3兆円規模の税源が移譲されました。

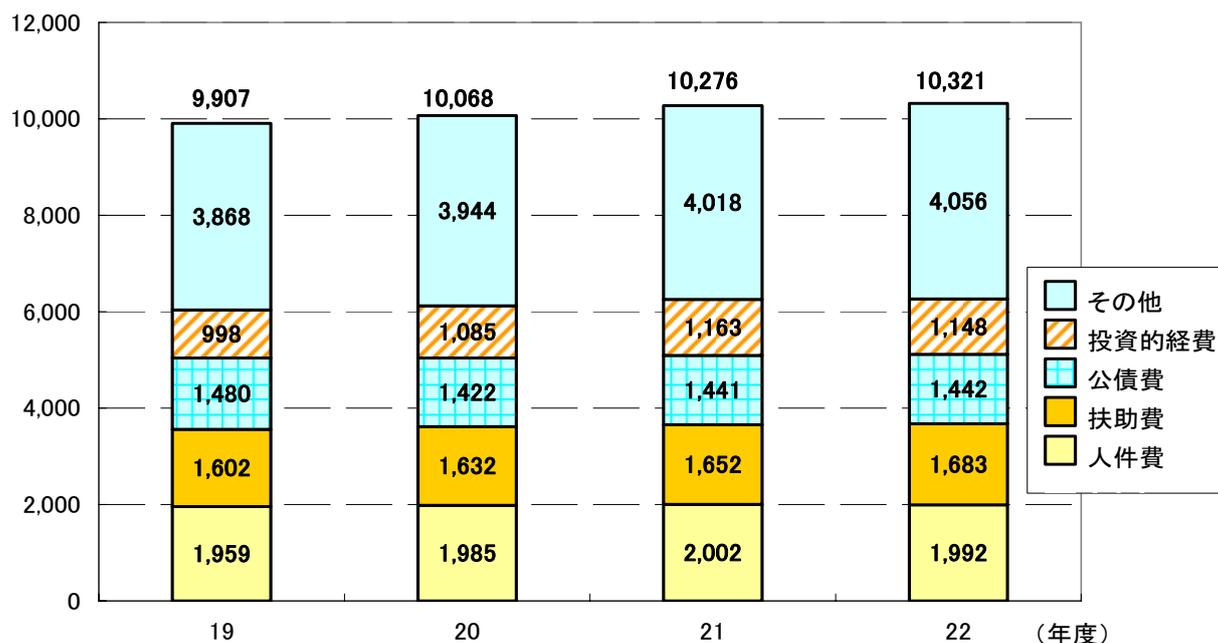
しかし、この第1期改革は、地方分権を実現するためには、その規模・内容とも不十分なもので、本市にとっては、税源移譲などにより179億円の増収となるものの、国庫補助負担金や地方交付税などの削減は603億円に及び、差し引き424億円の減収と多大な財政負担となりました。

真の地方分権を実現するためには、引き続き「地方分権改革(第2期改革)」により、国庫補助負担金の廃止・縮減によるさらなる税源移譲が必要です。

② 歳出

大量退職に伴う人件費や生活保護費、医療費、介護費、公債費など義務的経費の伸びが避けられません。その一方で、少子化対策や老朽化した都市基盤の更新など本市を取り巻く課題への対応も必要です。

(億円) 平成22年度までの歳出の見通し



ア 人件費

今後4年間はいわゆる「団塊の世代」の職員の大量退職が控えており、その退職金の支払いに対応していかなければなりません。

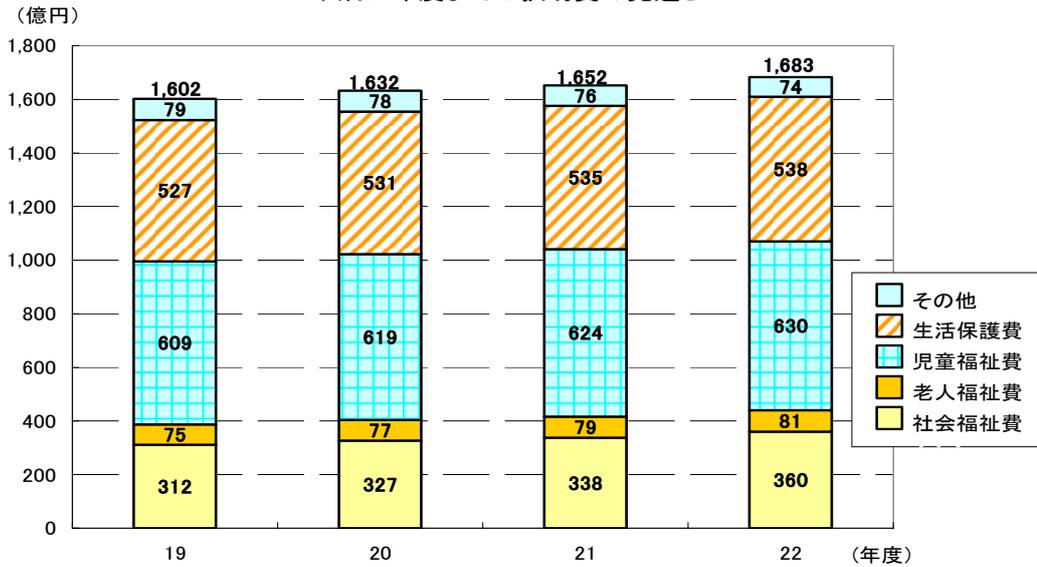
大量退職即ち大量採用ではなく、組織の簡素・効率化などを推進し、計画的な定員管理と給与などの抑制により人件費を抑制していく必要があります。

イ 扶助費

生活保護費は、今後も高齢化の進展などに伴い、伸び続けていくことが見込まれます。また、少子化対策にも積極的に取り組まなければなりません。

現行制度で推移すると、扶助費全体では平成22年度には、対平成19年度比5.1%増となる見込みであり、時代に合わなくなった事業や既にその役割を終えた事業、必要性が低下した事業の見直しなどが必要です。

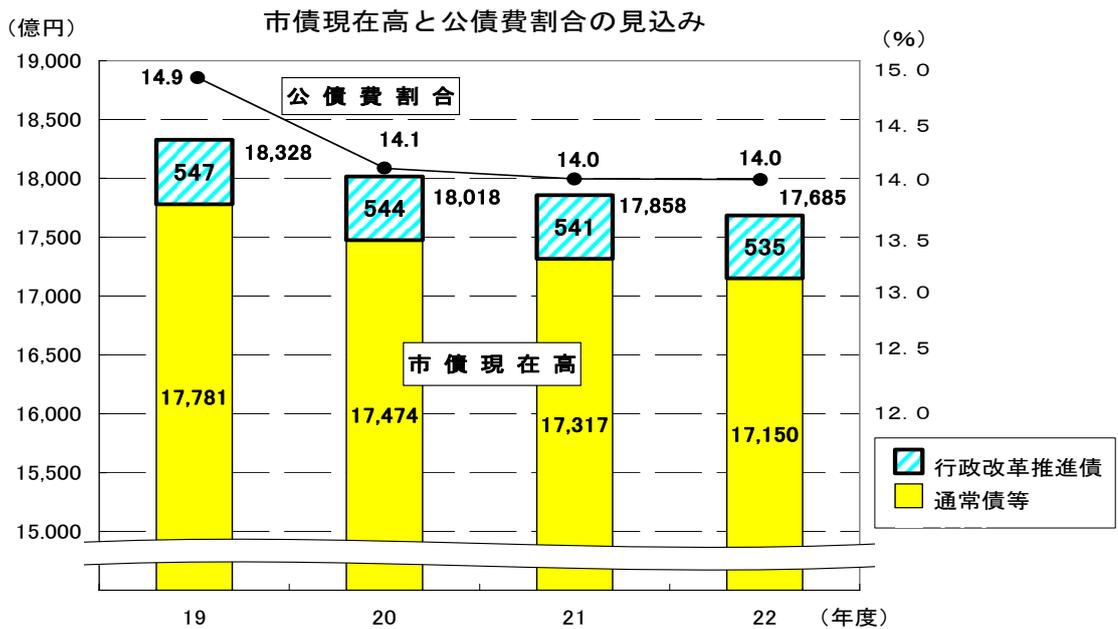
平成22年度までの扶助費の見通し



ウ 公債費

バブル崩壊後の国の景気対策に呼応した市債による都市基盤の整備や臨時財政対策債、財政健全化債の発行などにより、市債現在高は増加を続けてきましたが、投資的経費の削減などにより発行額を抑制してきた結果、平成17年度以降減少に転じています。

今後も、市債現在高は減少していく見込みですが、過去に発行した市債の償還である公債費は、平成19年度で1,480億円、平成22年度でも依然として1,442億円が見込まれており、毎年度の支出に占める公債費の割合（公債費割合）は、ほとんど低下しない見込みとなっています。



また、現在は低金利のため利子の支払額は少なくなっていますが、今後の金利動向によっては、利子支払額が大幅に増加するおそれもあることから、市債の発行には十分留意する必要があります。

金利が1%上昇した場合の後年度の公債費増加額

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
5 億円	20 億円	36 億円	50 億円

※ 2(1)「今後の収支見通し」試算において、平成 19 年度以降、市債金利が 1% 上昇した場合の公債費の増加見込み額

義務的経費と財政の弾力性

義務的経費は、職員の給与などの人件費、生活保護費などの扶助費、地方債の元利償還費である公債費の 3 つからなっています。

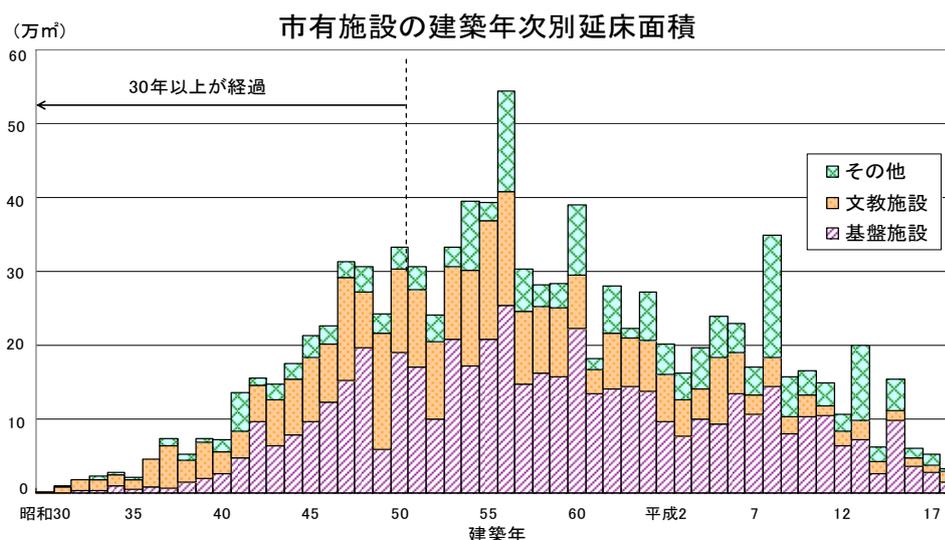
いずれの経費も任意に削減できる余地が乏しいことから、歳出に占める義務的経費の割合が高くなれば財政の弾力性は低下します。

エ 投資的経費

厳しい財政状況の中で、引き続き抑制していく必要があります。

一方、名古屋が元気であり続けるためには、都市基盤の水準を維持向上することが必要です。

また、今後、昭和 50 年代に建設された施設が続々と更新時期を迎えることから、整備計画の早期策定と大規模修繕や更新に係るコストの平準化も必要です。



※ 基盤施設（市営住宅など）、文教施設（小・中学校、図書館、博物館など）、その他（スポーツセンター、保育所、国際展示場、庁舎など）

オ その他

(ア) 補助費等

補助費等(注)は、平成19年度で1,159億円、歳出総額の11.7%を占めています。このうち公営企業への繰出額がその半分近くを占めており、さらなる公営企業の経営健全化が必要です。

(注 補助費等とは公営企業や各種団体などへの補助金、負担金などのことです。)

(イ) 特別会計繰出金

特別会計(注)繰出金は、平成22年度においては663億円が見込まれ、平成19年度の656億円からは微増(1.1%増)にとどまる見込みです。今後、一般会計からの繰出金を圧縮するためには、国民健康保険会計など独立採算を前提とした事業会計における、給付と負担のあり方、国の基準や他都市の状況などを踏まえた見直しも必要です。

(注 特別会計とは、特定の事業を行う場合など一般会計の歳入歳出予算と区分して経理する必要がある会計のことです。)

(ウ) 物件費・維持補修費など

公共施設の運営に必要な物件費は、指定管理者制度の導入などにより圧縮に努めてきました。また、維持補修費は、前計画の取り組みにおいても、施設の老朽化などに配慮し、経費の圧縮は行いませんでした。

今後は、施設の廃止や統合などにより、総額の圧縮と効率的な運営にさらに努める必要があります。

(3) 新たな財政健全化計画の必要性

このように、今後の収支見通しでは、何らの対策もとらないとすると、平成19年度は316億円、20年度は341億円、21年度は411億円、22年度は386億円、4年間で1,454億円にも及ぶ収支不足が見込まれます。

この収支不足を解消し、収支を均衡させるためには、これまで述べてきた歳入面・歳出面の課題の具体的な解決に向け、新たな財政健全化計画を策定し、全職員が一丸となって取り組むことが必要です。

